# 第76回全国植樹祭協替要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第76回全国植樹祭(以下「植樹祭」という。)の趣旨に賛同する法人、その他団体又は個人(以下「企業等」という。)が、植樹祭及び植樹祭関連行事(以下「植樹祭行事」という。)に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

## (協賛の種類)

- 第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会(以下「実行委員会」という。)に対して行う次の各号に掲げる行為とする。
  - (i) 資金協賛 植樹祭行事の実施に要する資金(以下「協賛金」)という。)の提供
  - ② 物品協賛 植樹祭行事の実施に要する物品(以下「協賛物品」という。) の提供
  - (3) その他協賛 前各号に該当しない役務の提供等で、実行委員会が特に認めるもの
- 2 前項第2号に規定する協賛物品は、別表1に掲げる「協賛物品の例示」を参考と し、実行委員会と協賛を申し込む企業等(以下「申込者」という。)が協議して決定 する。

## (募集期間)

第3条 協賛の募集期間は、令和6年8月6日から令和8年3月31日までとする。 ただし、実行委員会が特に必要と認める場合は、期間を延長できるものとする。

### (協賛依頼の対象者)

第4条 実行委員会会長は、植樹祭の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼する。

### (協賛の申込等)

- 第5条 申込者は、第76回全国植樹祭協賛申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を実行委員会会長に提出するものとする。
- 2 実行委員会会長は、前項の申込書の提出があった場合、第11条第1項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、速やかに受理し、申込者に対して第76回全国植樹祭協賛受理書(様式第2号。以下「受理書」という。)により受理した旨を通知するものとする。

#### (協賛金の納入等)

第6条 資金協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員会会長が指

定する口座に協賛金を納入することによって行うものとする。

2 実行委員会会長は、協賛金を納入した企業等が領収書の発行を希望するときは、 領収書を発行することができる。

### (協賛物品の受納等)

- 第7条 物品協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員会会長が指 定する方法により、協賛物品を納品することによって行うものとする。
- 2 協賛物品の規格、色及びデザインは実行委員会会長が指定するものとする。
- 3 実行委員会会長は、協賛物品の納品を確認したときは、協賛物品を納品した企業等(以下「納品者」という。)の希望に基づき、納品者に対して受納書を発行することができる。
- 4 複数の企業等から同一の物品協賛の申込みがあり、かつ、必要数以上となった場合には、申込順に受理するものとする。

### (その他協賛の実施等)

- 第8条 その他協賛については、受理書の通知を受けた申込者が、実行委員会会長が指定する方法により、役務の提供等を実施することによって行うものとする。
- 2 申込者がその他協賛を行ったときは、実行委員会に実施状況を報告するものとする。

## (協賛の特典等)

- 第9条 第6条第1項、第7条第1項及び前条第1項の規定により協賛を行った企業等(以下「協賛者」という。)の特典は、別表2「第76回全国植樹祭協賛特典一覧」(以下「特典一覧」という。)のとおりとする。ただし、第7条第1項及び前条第1項の規定による協賛者の特典については、実行委員会が協賛内容を基に換算した金額に応じたものとする。
- 2 企業等が複数年(複数回)に渡り協賛した場合は、その合計額に応じた特典とする。
- 3 実行委員会会長が必要と認めるときは、特典一覧以外の新たな特典を追加する場合がある。

### (協賛金の使途)

第10条 協賛金は、その全てを植樹祭行事の経費に充て、目的外には一切使用しないものとする。

#### (協賛申込の不受理等)

- 第11条 実行委員会会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知する。
  - [1] 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は植樹祭を特定の政治、

思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者

- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- 湯 法令又は公序良俗に反する者
- △ 植樹祭の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
- ⑤ その他、実行委員会会長が不適当と判断する者
- 2 実行委員会会長は、申込書を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該 当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は協 賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、 協賛金又は協賛物品を返戻する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年8月6日から施行する。